

令和4年12月8日

令和5年度 港湾・空港関係事務 における発注者支援業務について

東北地方整備局 港湾空港部

【留意事項】

- ・ 本資料は情報の提供を目的としたものであり、実際の入札手続き等の詳細については、入札公告、入札説明書等をご確認願います。
- ・ また、記載している内容は令和4年12月8日時点のものであり、今後変更することもありますので、随時ご確認願います。

平成24年度より「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス 改革法)」に基づく民間競争入札(以下、「民間競争入札」と記載)を実施し、競争性の改善 を通じた公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図る改革を図ってきたところである。引き続き、民間事業者の積極的参入を促すため、実施方針を定め、実施していくこととします。

(1)一般競争入札(総合評価落札方式)で実施〔H22年度より継続〕

- ・全ての発注者支援業務について一般競争入札(総合評価落札方式)で実施

(2)設計共同体による競争参加の導入〔H23年度より継続〕

- ・技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、設計共同体による競争参加を導入

(3)担当技術者評価の実施〔H23年度より継続〕

- ・担当技術者の能力が、成果の品質に比較的大きく影響を与えることから、担当技術者の業務実績を評価

(4)履行確実性評価の導入〔H24年度より継続〕

- ・調査基準価格が設定される業務においては、総合評価項目において履行確実性を評価

(5)民間競争入札(複数年度契約)の導入〔H24年度より継続〕

- ・更なる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため複数年度契約を導入

(6)資格要件の緩和〔H29年度より継続〕

- ・配置予定管理技術者の同種業務の実績については、これまでの港湾・空港の工事に関する発注者支援業務の実績に加えて、設計若しくは施工に関する業務(発注機関については問わない)、監理技術者として従事した港湾・空港の工事(工事を業務として認める)を追加
- ・配置予定管理技術者の類似業務の実績については、港湾・空港の工事に関する、建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務(発注機関については問わない)へ拡大

(7)入札手続きの早期開始[R1年度より継続]

- ・入札手続き期間の更なる確保のため、全業務の入札公告を令和4年12月から開始予定

(8)担当技術者評価の緩和、地域精通度評価の緩和[R2年度より継続]

- ・担当技術者の業務実績評価について、申請された全ての担当技術者の業務実績のうち、上位1名の評価値を評価
- ・地域精通度の業務実績評価について、1位評価を当該整備局管内又は管外(隣接する整備局)における同種業務実績、2位評価を当該整備局管内又は管外(隣接する整備局)における類似業務実績へ拡大【対象業務:監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務】

※当該整備局と隣接する整備局とは

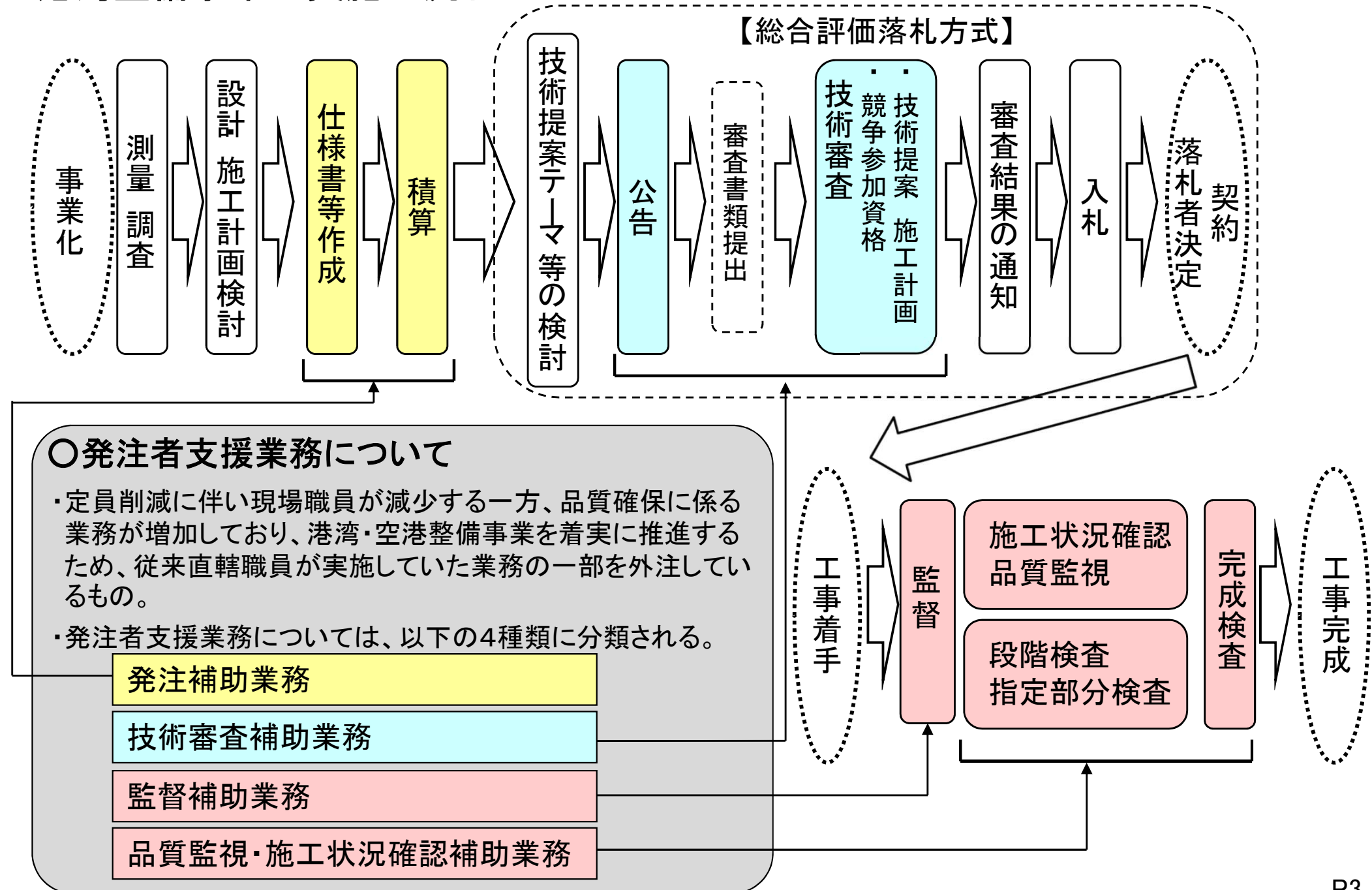
当該整備局	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	北海道	沖縄
当該整備局管外 (隣接する整備局)	・北海道 ・北陸 ・関東	・東北 ・北陸 ・中部	・東北 ・関東 ・中部 ・近畿	・関東 ・北陸 ・近畿	・北陸 ・中部 ・中国 ・四国	・近畿 ・四国 ・九州	・近畿 ・中国 ・九州	・中国 ・四国 ・沖縄	・東北	・九州

(9)業務実績要件の緩和、資格要件の緩和[R3年度より継続]

- ・企業及び配置予定管理技術者に求める実績要件の対象期間を「過去15年」から「過去20年」に拡大
- ・1つの履行場所(事務所等)において、担当技術者を2名及び3名配置する場合、1名については資格要件を満たさなくとも配置可能とし、担当技術者を4名以上配置する場合、最大2名までは資格要件を満たさなくとも配置可能とする。【対象業務:発注補助業務、技術審査補助業務】

発注者支援業務の区分

港湾整備事業の実施の流れ



＜発注補助業務＞

直轄職員から示された設計資料等に基づき、工事の発注（設計資料等の作成）に必要な資料及び積算データについて 以下の様な業務を行い、調査職員に報告、資料提出等を行う。

- 積算に必要な現場条件等の調査
- 発注図面、数量総括表（数量計算書）の作成
- 使用材料、施工方法等の積算根拠資料の作成
- 積算システムへのデータの入力 等

＜技術審査補助業務＞

総合評価落札方式による工事発注の技術的な審査において、以下の様な業務を行い、調査職員に報告、資料提出等を行う。

- 工事発注資料（公告文、入札説明書、競争参加資格確認申請書等の提出書類）の案の作成
- 企業から提出された総合評価にかかわる資料（企業評価項目、技術者評価項目、技術提案、施工計画）内容確認、整理
- 総合評価に関わる、各種委員会の基礎資料の作成 等

＜監督補助業務＞

工事实施において直轄職員が行う監督業務について、以下の様な業務を行い、監督職員に報告、資料提出等を行う。

- 受注者に対する指示・協議に必要な資料作成
- 受注者から提出された承諾・協議事項など設計図書との照合
- 現地の確認・調査及び資料作成 等

＜品質監視補助及び施工状況確認補助業務＞

工事实施において直轄職員が行う検査（施工状況確認）等の業務について、以下の様な業務を行い、監督職員に報告、資料提出等を行う。

- 使用材料、施工状況、出来形及び品質の設計図書との照合
- 不可視部分や重要構造物の出来形及び品質の確認
- 検査（完成検査、指定部分検査、段階検査）の臨場 等

羽田空港D滑走路建設工事事例 ・365日、24時間施工、3交代



■企業に関する業務実績の要件

平成15年度以降に完了した(令和4年度完了予定含む)以下のいずれかの実績を有すること。(発注機関については問わない)

- ・港湾、海岸又は空港の工事に関する、建設コンサルタント業務又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務

■配置予定管理技術者に関する同種又は類似業務の実績の要件

配置予定管理技術者は、平成15年度以降に完了した(令和4年度完了予定含む)以下のいずれかの実績を有すること。(発注機関については問わない)

- ＜同種業務＞港湾、海岸又は空港の工事に関する、発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務、
監理技術者として従事した港湾又は空港の工事(工事を業務として認める)
- ＜類似業務＞港湾、海岸又は空港の工事に関する、建設コンサルタント業務(同種業務は除く)又は測量・
調査業務若しくはこれらに準じた業務

■配置予定管理技術者に関する資格等の要件(いずれかの資格等を有するもの)

- ・技術士(総合技術監理部門－建設又は建設部門)
- ・博士(工学)
- ・APECエンジニア(業務に該当する部門)
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は(Ⅱ)
- ・RCCM(港湾及び空港部門)又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)

■配置予定担当技術者に関する資格等の要件

配置予定管理技術者の資格要件のほか、以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士補(建設部門)
- ・一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士
- ・土木学会2級土木技術者
- ・「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
※【工事については、主任技術者として従事したものも認める。複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上
従事していれば業務経験を有するものとして判断する。】
- ・港湾又は空港関係の技術的行政経験を10年以上有する者

■配置予定管理技術者に関する同種又は類似業務の実績要件の事例

平成15年度以降に完了した（令和4年度完了予定含む）以下のいずれかの実績を有すること。
（発注機関については問わない）

同種業務：港湾、海岸又は空港の工事に関する、発注者支援業務又は設計若しくは施工に関する業務、監理技術者として従事した港湾又は空港の工事（工事を業務として認める）

類似業務：港湾、海岸又は空港の工事に関する、建設コンサルタント業務（同種業務は除く）
又は測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務



<同種業務の例>

例)〇〇港実施設計業務、〇〇港施設整備検討業務、〇〇空港基本施設設計業務等の業務実績があれば、要件を満たします。

※地方整備局が発注した業務実績だけでなく、地方自治体等が発注した業務でも業務実績として認められます。

例)〇〇港防波堤外建設工事、〇〇空港エプロン改良工事 等の工事において監理技術者として従事した経験があれば、要件を満たします。

※工事の経験も業務実績として認められます。

<類似業務の例>

例)〇〇港事業評価検討業務、〇〇港静穏度解析業務、〇〇港現況測量業務、〇〇空港地質調査業務等の業務実績があれば、要件を満たします

※地方整備局が発注した業務実績だけでなく、地方自治体等が発注した業務でも業務実績として認められます。

■中立公平性に関する要件

①【事前制限】中立公平性に関する要件(競争参加資格者に関する要件)

- ・本業務(当該発注者支援業務)の履行期間中に工期のある当該業務の対象工事に参加している者。
- ・その対象工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者。



本業務(当該発注者支援業務)の入札に参加できない。

②【事後制限】中立公平性に関する要件(受注者が講ずべき措置)

- ・本業務(当該発注者支援業務)を受注した者。
- ・本業務(当該発注者支援業務)を受注した者と資本面・人事面で関係がある者。
- ・本業務(当該発注者支援業務)の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者。



業務履行期間中に工期のある当該業務の対象工事に参加してはならない。

■設計共同体として認める業務区分 <全業務分野共通>

発注者支援業務における設計共同体においては、下表に示す区分の単位により、構成員の分担業務を設定することができる。

分担できる業務の区分	
業務による区分	・監督補助／施工状況確認補助／品質監視補助／技術審査補助 ／発注補助
事業による区分	・港湾／海岸／空港 等
区域による区分	・出張所・分室単位 ・港湾単位 ・空港単位 ・港区、地区単位
施設による区分	・施設単位
工事による区分	・工事単位

		監督補助業務	品質監視補助業務 施工状況確認補助業務	発注補助業務	技術審査補助業務
配置予定管理技術者の経験など					
実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。			
	実施体制	配置技術者の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで発注者の要請に対して的確かつ迅速に対応でき、事業の進捗状況や不測の事態に対しても臨機に対応できる体制が確保されている場合に優位に評価する。			
技術提案	的確性	必要なキーワード(留意点、着眼点、問題点)が網羅されている場合に優位に評価する。			
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。			
価格:技術		1:2	1:2	1:2	1:3

技術提案書に基づく業務の履行

- ・競争参加資格確認申請書等において採用した提案内容を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うこと。
- ・民間事業者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合又は提案された実績を有する担当技術者が配置できない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

令和5年度 総合評価落札方式に関する評価項目(賃上げ実施企業への加点措置) 国土交通省

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加点を行う。

評価項目	評価基準
賃上げの実施を表明した企業等	令和5年4月以降に開始する最初の事業年度または令和5年(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】
	令和5年4月以降に開始する最初の事業年度または令和5年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】

※通知「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について(令和3年12月24日)」に基づく。

◆賃上げ評価による加点の考え方 【発注補助、技術審査補助:加点4点】【品質監視補助、監督補助:加点5点】

加点措置実施前(令和4年度以前)(参考)

- ❑ 評価点 = 技術評価点 + 価格評価点
- ❑ 技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)
- ❑ 技術評価点の得点合計 = (配置予定管理技術者等の経験及び能力に係る評価点) + (技術提案評価点) × (履行確実性)

加点措置実施後(令和5年度以降)

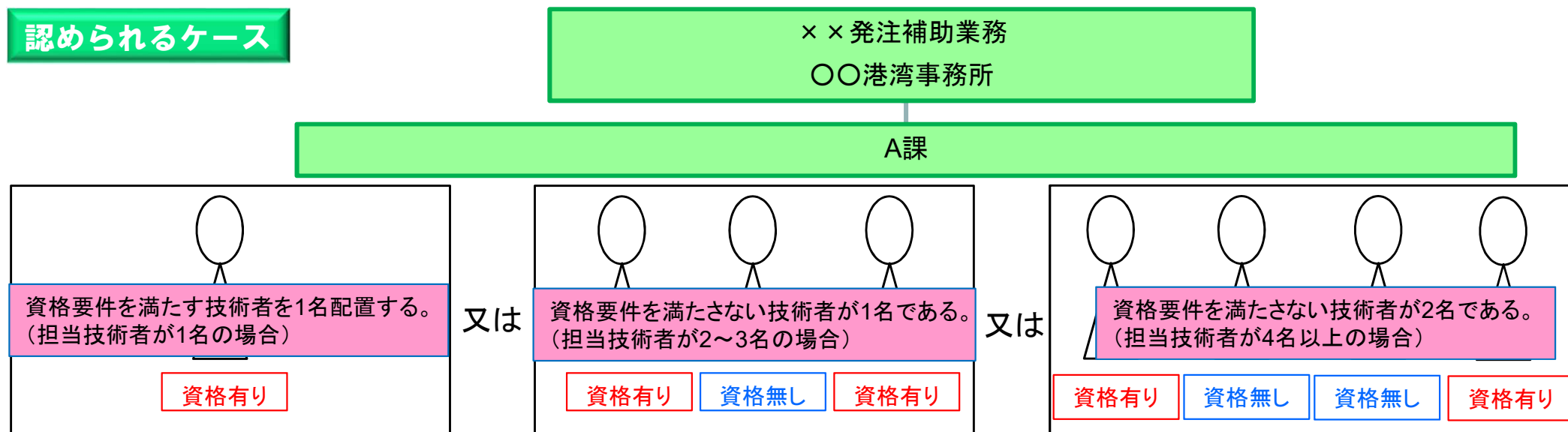
- ❑ 評価点 = 技術評価点 + 価格評価点
- ❑ 技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)
- ❑ 技術評価点の得点合計 = (配置予定管理技術者等の経験及び能力に係る評価点) + (賃上げ加点) + (技術提案評価点) × (履行確実性)

【参考】資格要件を満たす必要がない担当技術者の配置イメージ

【対象業務：発注補助業務、技術審査補助業務】

1つの履行場所（事務所等）において、担当技術者を2名及び3名配置する場合、1名については資格要件を満たさなくとも配置可能とし、担当技術者を4名以上配置する場合、最大2名までは資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

認められるケース



認められないケース

